
住民記録システム等標準仕様書の修正点

令和 7 年 8 月

目次

1. 今回実施する住民記録システム等標準仕様書修正の主な論点
2. 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応
 - 2-1. 制度改正の概要 ※非公表の内容が含まれることから非公開とし削除しています。
 - 2-2. 住民記録システム標準仕様書における変更内容
3. 全国意見照会結果の概要
 - 3-1. 意見内訳
 - 3-2. 主な意見及び対応
4. 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令による住民記録システム標準仕様書における変更内容
5. その他の住民記録システム等標準仕様書の修正内容

1. 今回実施する住民記録システム等標準仕様書修正の主な論点

- 論点 1 ～ 3 の内容は、今回の修正により、住民記録システム等標準仕様書に反映され、本年 8 月末を目途に公表予定です。なお、現在公表されている住民記録システム標準仕様書（想定最終版）の一部及び戸籍附票システム標準仕様書（想定最終版）は、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍附票の記載事項とする政令が現時点で公布されていないことから、引き続き想定最終版として残る予定です。

令和 7 年 8 月における住民記録システム等標準仕様書修正の主な論点

#	論点	概要	令和 7 年 7 月全国意見照会対象
1	今回の 検討会の主題 【住民記録】 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応	- 改正入管法では、個人番号カードと在留カード等を一体化することを可能としており、個人番号カードの機能を付加された「特定在留カード」・「特定特別永住者証明書」が創設された。 - これに伴い、交付申請事務が発生することに加え、在留カード・特別永住者証明書の記載事項等が併せて見直されたこと（第二世代在留カード等への切替え）を踏まえ、住民記録システム標準仕様書において所要の修正を実施する。	対象
2	【住民記録】 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令の公布に伴う対応	- 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令の公布を念頭に（※）、住民記録システム標準仕様書（想定最終版）の一部を当該標準仕様書 6.1 版に反映させる修正を実施する。 （※）政令の公布予定は令和 7 年度中の想定のため、今回の仕様書修正が先んじることとなるが、以下整理から、今回の修正に盛り込むこととした。 ✓ デジタル庁の定める「標準仕様書の改定・運用について（基本的な考え方）」において、「標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の 1 年以上前」とされており、当該政令の施行予定が令和 8 年 6 月頃であり、既に 1 年前を経過していること。 ✓ 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とすることは確定しており、今後、政令の公布までに改定対象となる機能要件において技術的な変更点は生じないと想定されること。	対象外 - 令和 5 年度以降複数回の検討会において検討を実施しており、令和 6 年 4 月に全国意見照会を実施後、本検討会において内容確定済 - これらを踏まえ政令改正をした場合を想定した標準仕様書の変更点について、想定最終版を令和 6 年 5 月 31 日に公表済（令和 6 年 9 月 11 日及び令和 7 年 1 月 31 日更新）
3	【住民記録・印鑑・戸籍附票】 誤記修正対応	住民記録システム等標準仕様書において、誤記修正を実施する。	対象外

2. 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応

2-2. 住民記録システム標準仕様書における変更内容

凡例 青字下線：追加
赤字取消線：削除

- 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う住民記録システム標準仕様書における修正点について以下に示します。

全国意見照会を
踏まえた修正なし

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する記載を追加 【修正の趣旨】 - 特定在留カードについても漢字併記があるため、修正する。 - 個人番号カード一体化により、特定在留カード及び特定特別永住者証明書について、住民記録システムの異動情報から必要な異動（券面）事項について、カード券面プリンタに出力して、券面印字するものと見込むため、修正する。 - 中長期在留者には、出入国在留管理庁より在留カード又は特定在留カードが交付されるため、修正する。	1.1.19 氏名優先区分 【標準オプション機能】 郵便物の送付先の記載に対して氏名優先区分（例：外国人住民について、通称のみの記載を希望するか、本名のみの記載を希望するか。）を管理すること。 【考え方・理由】 （前略） なお、通称が登録されていない者においては、以下理由から「氏名（漢字）」、「氏名（ローマ字）」の順で表示すること。 ・在留カード及び特定在留カードの記載は原則としてローマ字氏名だが、入管法規則第19条の7において、漢字圏の外国人からの申出により、特別に漢字氏名の併記が認められており、当該者については、社会生活上も漢字氏名を使用している可能性が高いこと。 （後略） 7.1.1.3 カード管理状況 【標準オプション機能】 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書とする。 第7章 用語 中長期在留者【ちゅうちようきざいりゅうしゃ】……本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、3月以下の在留期間、短期滞在の在留資格又は外交若しくは公用の在留資格が決定された者（これらに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）以外の者のこと（入管法第19条の3）。中長期在留者には、出入国在留管理庁から在留カード又は特定在留カードが交付される。

※ 上記の機能については、標準オプション機能であることから適合基準日は規定されない。

2. 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応

2-2. 住民記録システム標準仕様書における変更内容

凡例 青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ (前頁の続き)

全国意見照会を
踏まえた修正あり

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	特定特別永住者証明書を保有する者における更新異動者リスト等に係る考え方を追加 【修正の趣旨】 - 住民記録システムから特定特別永住者証明書を保有する特別永住者のみを記載した更新異動者リストや案内を別途作成する機能については、不要であることを追記する。 【全国意見照会を踏まえた対応】 - 全国意見照会時点では、【考え方・理由】の追記に統合端末により特定特別永住者証明書の交付年月日と有効期限が確認できる旨を記載していたが、全国意見照会受領意見において、これは特定特別永住者証明書の更新者リスト作成及び案内作成機能が不要の理由には当たらないとの指摘があり、当該記載を削除した。 - 追記の一部が不明瞭な記載内容となっていたことを踏まえ、修文を行った。	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成 【標準オプション機能】 指定した更新対象年月日及び年齢に該当する特別永住者について、更新異動者リスト（有効期限を含む。）と案内を作成すること。 更新年月日を経過した特別永住者について（自動的に）定期的に更新案内が作成されること。 有効期限の入力漏れがあれば、対象者を把握できること。 指定都市においては、更新異動者リストを行政区単位で分割できること。 【考え方・理由】 中核市市長会ひな形に付記 この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁勧奨案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。 指定都市においては、作業の効率化の観点から、更新異動者リストを行政区単位で分割できることとする。 <u>特定特別永住者証明書を保有する特別永住者のみを記載した更新異動者リスト及び案内を別途作成する機能は不要とする。</u>

※ 上記の機能については、標準オプション機能であることから適合基準日は規定されない。 4

2. 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応

2-2. 住民記録システム標準仕様書における変更内容

凡例 青字下線：追加
赤字取消線：削除

■ (前頁の続き)

全国意見照会を
踏まえた修正あり

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する記載を追加 【修正の趣旨】 - 特定在留カード及び特定特別永住者証明書の創設に伴って、CSV形式のデータの取込に関する標準オプション機能を修正する。 【全国意見照会を踏まえた対応】 - 外国人住民の管理項目である「在留期間」が特定在留カード等の券面情報ではなくなり、ICチップ内の記録事項のみとなるため、「記録事項」を追記すべきとの全国意見照会受領意見を踏まえ、追記する修正を行った。	10.8 CSV形式のデータの取込 【標準オプション機能】 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込むこと。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 ・住民異動届に記載のデータ ・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・日本人氏名の振り仮名・旧氏・通称・生年月日・性別）及び個人番号） CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報及び記録事項を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。 【考え方・理由】 （前略） 個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項を追加すべきであるとの意見もあったが、在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕様となっていないため、標準オプション機能とした。 また、CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報及び記録事項を取り込むことは、手動入力に比べて、外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力誤りを防ぎ、他の住民票記録事項の一部の入力を省略することが可能であるとの意見があったため標準オプション機能とした。

※ 上記の機能については、標準オプション機能であることから適合基準日は規定されない。

2. 個人番号カードと在留カード等の一体化に伴う対応

2-2. 住民記録システム標準仕様書における変更内容

凡例 赤字：追加

■ (前頁の続き)

全国意見照会を踏まえた修正なし

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容												
4	特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する記載を追加 【修正の趣旨】 業務フローにおいて、持参すべき書類等として特定在留カード及び特定特別永住者証明書に関する記載を追記する。	業務フロー 1.1.7 住民データ 通称の管理 <table><tr><td>住民</td><td>申出人</td></tr><tr><td colspan="2"> (※通称記載の申出) 通称記載申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書 (※通称削除の申出) 通称削除申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書 </td></tr></table> 業務フロー 4.4 個人番号の異動 個人番号の変更・請求 <table><tr><td>住民</td><td>請求者</td></tr><tr><td colspan="2"> 個人番号指定請求書 所持している場合は個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 個人番号カードの返納届 本人確認書類 </td></tr></table> 業務フロー 4.6.1.1 異動の取消し 転出取消・申出 <table><tr><td>住民</td><td>異動者</td></tr><tr><td colspan="2"> 転出証明書 個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 本人確認書類 </td></tr></table>	住民	申出人	(※通称記載の申出) 通称記載申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書 (※通称削除の申出) 通称削除申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書		住民	請求者	個人番号指定請求書 所持している場合は個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 個人番号カードの返納届 本人確認書類		住民	異動者	転出証明書 個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 本人確認書類	
住民	申出人													
(※通称記載の申出) 通称記載申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書 (※通称削除の申出) 通称削除申出書 個人番号カード 特定特別永住者証明書														
住民	請求者													
個人番号指定請求書 所持している場合は個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 個人番号カードの返納届 本人確認書類														
住民	異動者													
転出証明書 個人番号カード、特定在留カード、特定特別永住者証明書 本人確認書類														

3. 全国意見照会結果の概要

3-1. 意見内訳

- 全国意見照会における受領意見数及び内訳を下記に示します。

全国意見照会における受領意見の内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	修正なし	重複等
住民記録システム	34	2	0	9	23

3. 全国意見照会結果の概要

3-2. 主な意見及び対応

- 全国意見照会における受領意見のうち、主な意見に対する対応を下記に示します。
- 下記項目以外の一覧については、別紙の参考資料に掲載しています。

項番	意見			対応	
	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	【考え方・理由】 (略) 特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限は、統合端末において確認することができることから、特定特別永住者証明書を保有する特別永住者について更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。	【考え方・理由】 (略) 尚、特定特別永住者証明書について、更新案内は機構からの通知となる。よって、更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。	特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限を統合端末で確認できることは、更新案内機能の実装不要理由とはなりません。 特定特別永住者証明書は、特別永住者証明書と個人番号カードが一体化したものです。個人番号カードの切替通知は機構（J-LIS）からの発送になると想定しております。そのため、特定特別永住者証明書の更新異動者リスト及び案内作成は不要と記載頂くのが適切と考えます。	要対応	ご指摘のとおり、統合端末における交付年月日及び有効期限の確認可否については当該機能に関係した内容ではないことから、以下箇所については削除する。 「特定特別永住者証明書の交付年月日及び有効期限は、統合端末において確認することができることから、」
8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	「特定特別永住者証明書を保有する特別永住者について更新異動者リスト及び案内作成に関する機能は不要とする。」と記載がある。	変更なし この項目について仕様書の文言についての意見はないが、実装する上で機能の追加が必要と考えられる。	特別永住者証明書と特定特別永住者証明書で、更新異動者リスト及び案内作成の有無の運用が変わることから、どちらのカードを保持しているかの区分の管理が必要ではないか。	対応なし	当該ご意見については対応なし。特定特別永住者証明書を保有する者において更新異動者リスト及び案内作成の運用の有無については変更がなく、当該【考え方・理由】の追記については別途特定特別永住者証明書を保持している者に限った更新リスト及び案内の作成についてを指していた。ただし、誤解を生む記載内容になっていたことも踏まえ、以下に修文する。 「特定特別永住者証明書を保有する特別永住者のみを記載したうえで更新異動者リスト及び案内を別途作成するに関する機能は不要とする。」
10.8 CSV形式のデータの取込	CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。	「ICチップ内にある券面情報を・・・」を「ICチップ内にある券面情報及び記録事項を・・・」に修正。	「券面情報」内に「在留期間」情報が含まれていないことにより、住民記録システムでの異動処理時に「在留期間」を手動入力する必要が発生することが想定される。それに伴う入力誤りや業務効率の観点から「在留期間」を含んだ在留カードの「記録事項」をデータ項目に含めることが良いと考えます。	要対応	ご指摘のとおり、在留カード等のICチップ内にある券面情報には在留期間情報が含まれていないことから、入力誤りや業務効率を目的として、在留期間を含んだ在留カード等の記録事項について、自動入力できることを標準オプション機能とする。 なお、修正後については以下のとおりとする。 「CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書並びに特定在留カード及び特定特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報及び記録事項を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。」

4. 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令による 住民記録システム標準仕様書における変更内容

凡例 青字下線：追加
赤字取消線：削除

- 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令による住民記録システム標準仕様書における修正点について以下に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	個人番号カード券面事項に旧氏の振り仮名を追加 【修正の趣旨】 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令の公布を念頭に、個人番号カード券面事項として旧氏の振り仮名を追記する。	10.8 CSV形式のデータの取込 【実装必須機能】 異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込むこと。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい（なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2（転出証明書）を参照。）。 ・転出証明書に記載のデータ 【標準オプション機能】 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込むこと。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 ・住民異動届に記載のデータ ・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・個人番号カード券面事項（4情報等（住所・氏名・日本人氏名の振り仮名・旧氏・旧氏の振り仮名・通称・生年月日・性別）及び個人番号） （後略）

5. その他の住民記録システム等標準仕様書の修正内容

- 令和7年3月25日付け総行住第47号通知により、記載事項証明にかかる住民記録システム標準仕様書の軽微な修正が発生するため、これを誤記修正として扱います。
- その他訂正箇所については、別紙住民記録システム等標準仕様書正誤表において整理しています。

(参考) 住民記録システム等標準仕様書正誤表（一部抜粋）

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書【第6.1版】等 正誤表

N o.	資料名	該当箇所	機能 ID	訂正箇所		備考	更新 日
				正	誤		
1	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】	第4章 様式・帳票要件 20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	-	【考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としている とおり、記載事項証明書においても氏名及び氏名の振り仮名並びに旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。 〈後略〉	【考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としている とおり、記載事項証明書においても氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。 〈後略〉	令和7年3月25日付け総行住第47号通知に合わせて修正	
3	住民記録システム標準仕様書【第6.1版】 別紙 機能・帳票要件一覧	シート「機能帳票要件一覧」	0010471	【要件の考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としている とおり、記載事項証明書においても氏名及び氏名の振り仮名並びに旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	【要件の考え方・理由】 〈前略〉 記載事項証明においては原則全ての項目について記載するかどうかを任意に選択できることとしているが、「旧氏併記に係る質疑応答の追加について」(令和元年9月11日総行住第86号)問15において、旧氏記載者から旧氏の記載を省略した住民票記載事項証明書の交付の請求があった場合の対応について、「住民票に記載されることとされた旧氏は、必ず氏名と併記しなければならず、氏名を補充して居住関係を公証する機能を有することから、旧氏の記載を省略することなく、氏名と旧氏は併せて記載して交付すべきである」としている とおり、記載事項証明書においても氏名と旧氏及び旧氏の振り仮名については併せて記載する必要がある。通称についても令第30条の16により同様の取扱いとなっていることに留意すること。	令和7年3月25日付け総行住第47号通知に合わせて修正	